

『生徒指導提要（改訂版）』が示すこれからの生徒指導の方向性と課題 （概要）

新井 肇

関西外国語大学

はじめに

2022年12月に、生徒指導の基本書である『生徒指導提要』（文部科学省）が、生徒指導を担うすべての教職員の元気とすべての子どもたちの幸せの実現をめざして改訂された。これからの生徒指導の指針として広く活用されることを目的に、改訂版はデジタルテキストとして公開された。状況に応じてアップデートすることを可能にするとともに、目次や索引からの検索・閲覧機能をもたせたり、本文中でふれられている法令等とリンクを張ったりするなどの工夫が施されている。

改訂から1年が経った今、改訂の背景にある児童生徒の問題行動・不登校の現状や生徒指導をめぐる状況を理解したうえで、これからの生徒指導がめざす方向性と児童生徒支援（指導・援助・支え）を効果的に進めるために留意すべき課題について考えてみたい。

＊『生徒指導提要（改訂版）』（以降、『提要（改訂版）』と表記）においては、支援（指導・援助・支え）という言葉について、「児童生徒に対して、①特定の課題を想定しない場合は「支える」若しくは「支持する」、②特定の課題を想定した指導や援助の場合は「指導する」、「援助する」若しくは「指導・援助」、又は③上記の①②を包括的に示す場合は「支援する」と表記する。」（p.13 脚注2）と、説明されている。

1. 『生徒指導提要』改訂の背景

（1）児童生徒の問題行動・不登校の深刻化

改訂の背景には、第一に、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化し、不登校児童生徒数（2021年度は小・中学生合わせて244,940人、2022年度は299,048人と過去最多）や自殺者数（2022年は小・中・高校生合わせて514人と過去最多）、いじめの重大事態の発生件数

（2021年度に生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案は349件、2022年度は448件と過去最多）や暴力行為の発生件数（2021年度は48,138件、2022年度は61,455件と過去最多、特に小学生で顕著）が増加傾向にあり、児童生徒が抱える課題の深刻化がみられることが挙げられる。さらに、このような状況の中で、生徒指導の方向性をめぐって、学校および教職員に突きつけられている4つの課題が指摘できる。

（２）生徒指導をめぐる４つの課題

一つ目は、VUCA（Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity）な時代と言われる予測困難で不確実な「変動社会」に対応する力を児童生徒が身につけるために生徒指導ができることは何かという課題である。

二つ目は、発達障がいやLGBTQ、外国籍など、多様な背景をもつ子どもたちが増加する中で、同化主義でなく多文化主義に立ち、排除でなく包摂を目指す生徒指導をどう進めるのかという課題である。

三つ目は、2013年の「いじめ防止対策推進法」の成立、2016年の「自殺対策基本法」の改正、2017年の「教育機会確保法」の施行、2022年の「こども基本法」の成立など生徒指導に関連する法令の成立、改正が相次ぐなかで、法の理解に基づく生徒指導をどう実践するのかという課題である。

四つ目は、困難な生徒指導上の課題が山積するなかで、教職員の多忙化を解消するための「働き方改革」と生徒指導の充実とをどう両立させるのか、そのために学校内外の連携・協働に基づく「チーム学校」をどう機能させるのかという課題である。

『提要（改訂版）』は、これら４つの課題に対して、第Ⅰ部では理論面から、第Ⅱ部では実践面から答えようとしていると捉えることができる。

２．『生徒指導提要（改訂版）』が示す生徒指導の方向性

（１）生徒指導の再定義と目的の明確化

『提要（改訂版）』において、生徒指導とは、「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」であり、「生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う」（p.12）働きかけ（機能）であると、あらためて定義された。また、「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする」（p.13）と、その目的が明示されている。

つまり、生徒指導は、すべての教職員がすべての教育活動を通じて、すべての児童生徒を対象に、その自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支えていく働きかけを基盤とし、課題性が高まった場合に必要な範囲で課題解決に向けた指導や援助を行うという構造が示されたと考えられる。生徒指導における主語はあくまでも児童生徒であり、教職員はその成長や発達を支える教育の専門性をもった支援者であると、あらためて位置づけられたと言える。

（２）これからの生徒指導の基本的方向性

『提要（改訂版）』が示す生徒指導の基本的な方向性は、次の３点にまとめられる。

- ① 特定の児童生徒に焦点化した事後の指導・援助から、日常の教育活動を通じて全校体制で取り組む、児童生徒の成長・発達を「支える生徒指導」への転換をめざす。
- ② 教室での教科の学びを社会で充実して生きることにつなげるために、学習指導と生徒指導の一体化を図る。
- ③ 学校内外の連携・協働に基づく「社会に開かれたチームとしての学校」を実現した生徒指導体制を構築する。

（３）生徒指導に取り組む上での留意点

加えて、生徒指導を進めるうえでの留意点として、次の４点が示されている。

- ① 児童生徒の権利に関する教職員の共通理解：国連「児童の権利に関する条約」（1989）に即した子ども支援の視点（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の擁護）に立つ。
- ② ICTを活用した生徒指導の推進：生徒指導と学習指導を関連付けたデータの分析、課題を抱えた児童生徒の早期発見・対応、不登校児童生徒への教育機会の確保等に ICT を積極的に活用する。
- ③ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続：幼保小の教職員が連携し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通理解を図るとともに、工夫したスタートカリキュラムを編成・実施する。
- ④ 社会的自立に向けた取組の継続的实施：キャリア教育を核に、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるような働きかけを、学校と社会をつなぎ、切れ目なく行う。

３．今後の生徒指導の充実に向けて

（１）２軸３類４層の重層的支援構造

「させる生徒指導」から「支える生徒指導」への転換をめざして、２軸３類４層の重層的支援構造が示された。

課題の有無から時間軸で「先行的・常態的（プロアクティブ）生徒指導」と「継続的・即応的（リアクティブ）な生徒指導」に２分類した上で、対象となる児童生徒の範囲と課題性の高低の観点から、①全ての児童生徒の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」（第１層）、②全ての児童生徒を対象とした「課題未然防止教育」（第２層）と、課題の前兆行動がみられる一部の児童生徒を対象とした「課題早期発見対応」（第３層）から構成される「課題予防的生徒指導」、③ 深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」（第４層）という２軸３類４層から成る生徒指導の構造をさす（図１）。

特にその基盤となる「発達支持的生徒指導」については、特定の課題を意識せずに、「日々

の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通して個と集団への働きかけ」を通して、児童生徒が「例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力」(p.20)などを身につけることを支える働きかけであることが強調されている。

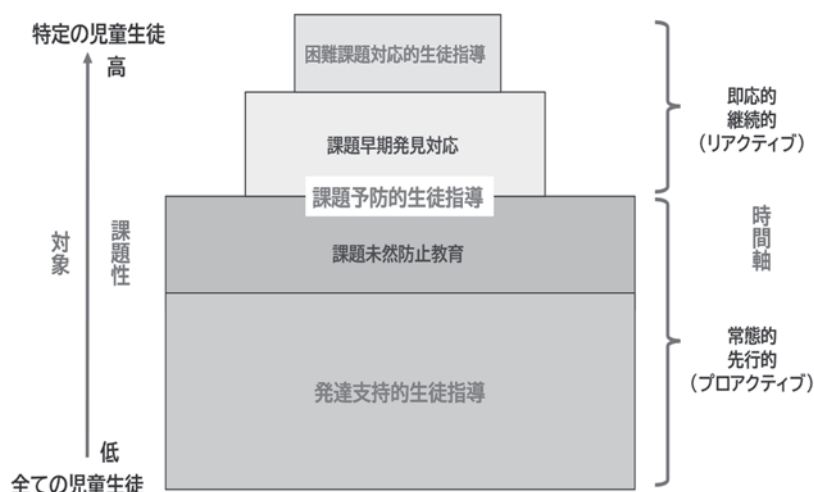


図1 生徒指導の重層的支援構造（『提要改訂版』p.19）

（２）「自己指導能力」を身につけるための実践上の視点

学習指導と生徒指導の一体化を図るために、授業の様々な場面に生徒指導を意識した働きかけを内在化させる（埋め込む）ことの重要性が指摘されている。その際に、児童生徒が「深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」(p.13)である「自己指導能力」を獲得するように働きかける「生徒指導の実践上の視点」として、次の4点が示された。

- ① 自己存在感の感受：一人一人をかけがえのない存在と捉え、個性や独自性を大切にする。
- ② 共感的人間関係の育成：自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる協力的な人間関係を学級の内外に築く。
- ③ 自己決定の場の提供：自ら考え、選択し、決定し、行動する（発表、制作など）経験が得られる機会を意図的に設定する。
- ④ 安全・安心な風土の醸成：互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を

送ることができるような風土をつくる。

（３）「チーム学校」としての生徒指導体制

学校内外の連携・協働に基づく「社会に開かれたチーム学校」を実現するためには、生徒指導のマネジメントサイクルを支える管理職のリーダーシップと協働性の土台となる教職員集団の同僚性が不可欠であることが指摘されている。

生徒指導上の取組を進めるにあたっては、先ず「学校の環境、児童生徒の状況、保護者や地域の人々の願い等について、調査や聴取を実施」し、「各種審議会答申や世論の動向等」も見据えながら、「児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけるか」、「何を生徒指導の重点とするか」等の目標を立てる。これを基に、「生徒指導計画（P：Plan）を策定し、実施（D：Do）し、点検・評価（C：Check）を行い、次年度の改善（A：Action）」へとつなげていくというサイクルを推進していくことになる。その際、学校長のリーダーシップのもと、① 生徒指導に関する明確なビジョンの提示、② モニタリングと確実な情報共有、③ 保護者の学校理解と教職員理解の促進、が求められる。とりわけ、生徒指導が効果を発揮するためには、家庭との連携が鍵となるため、学校から保護者へ、学校 HP や学級通信などを通じて積極的に情報発信していくことの重要性が指摘されている（p. 30～31）。

また、教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして実効的に機能するか否かは、「職場の組織風土（雰囲気）」、つまり「職場の人間関係の有り様」が成否を左右する。生徒指導の実践において困ったときに、同僚教職員やスタッフに気軽に相談でき、助言や助力を求めることができる「教職員同士が支え合い、学び合う同僚性」が築かれていることが不可欠の前提となる。加えて、関係機関等との連携において、専門性に関する相互理解と相互尊重、及び「顔の見える関係」の重要性が指摘されている。

今後、専門人材を学校に投入することにより教員は教科指導や教員ならではの生徒指導に注力するとともに、学校と地域の連携・協働を強化することにより学校を「社会に開かれた場」とすることが求められる。そうすることで、児童生徒が「教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での『生きる力』を定着させることにつながる」（中央教育審議会答申『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』2015）と考えられる。

また、日本の学校は諸外国に比べ教員以外のスタッフの配置が少ないため、教員が児童生徒に対して総合的に関わるという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことになり、深刻な多忙化と疲弊を招いている。教員の仕事の明確化と多忙化の解消、さらにはメンタルヘルスの向上という観点からも、「チーム学校」がめざされていると捉えることができる。

（４）生徒指導と教育相談が一体化した包括的な児童生徒支援をめざして

生徒指導と教育相談の関係性について、『提要（改訂版）』では、「教育相談は、生徒指導か

ら独立した教育活動ではなく、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うもの」(p.16)であるとし、そのことをふまえて、「生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要」(p.80)であると明記された。

日本の「(広義の)生徒指導」は、アメリカの「学校カウンセリング (school counseling)」に源流をもち、戦後教育の民主化の流れのなかで、1949年に文部省(当時)が“guidance & counseling”を意味する言葉として使い始めたものである。つまり、「(広義の)生徒指導」は、狭義の生徒指導(guidance)、教育相談(counseling)、進路指導・進路相談(career guidance・career counseling)から構成される教育活動を指すものと言える。したがって、この三者、とりわけ、生徒指導と教育相談の重なりの中だからこそ、「包括的な児童生徒支援」が可能になると考えられる。

生徒指導は、行動面の変容を促す指導だけでなく、内面に働きかける相談的要素をもつものである。生徒指導の目的は、児童生徒が自己に内在するよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすことを支える側面(個性化)と、公共性を備えた市民社会の形成者となることを支える側面(社会化)とを合わせもった教育活動である。教育相談、キャリア教育が主に個性化に軸足を置き、狭義の生徒指導が主に社会化に軸足を置いていると捉えることができる。

さらに、『提要(改訂版)』において、「縦割りの意識と分業的な体制が強すぎると、複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への適切な指導・援助を行うことが阻害されてしまう状況も生じかねません。児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められます。」(p.89)と指摘されている。援助なき指導(「偏った生徒指導」)は児童生徒の自律性を損ないかねず、一方、指導なき援助(「偏った教育相談」)は児童生徒の社会性の獲得を阻みかねない。両者が相俟ってはじめて、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」(p.12)(広義の)生徒指導の実現が可能になるのではないだろうか。

今後、生徒指導、教育相談、進路指導・進路相談から構成される広義の生徒指導を進めるにあたっては、児童生徒の生活全体を総合的に捉え、要素主義に陥らず、分野ごとの縦割りを排し、児童生徒の主体的・自発的な成長・発達を包括的に支援する(指導・援助・支え)視点に立つことが、一層強く求められていると言えるであろう。

おわりに

今回の改訂を機に、これからの生徒指導は、これまでの‘Guidance and Counseling’(指導と相談)から、‘Guidance, Counseling and Social Work’(指導・相談・社会的支援)となっていくように思われる。ソーシャルワークの社会正義、人権、多様性の尊重などの概念は、改訂によりめざされるこれからの生徒指導の方向性と重なり合うところが多い。今後、一人ひとりの児童生徒がウェルビーイングを高めるとともに、よりよい社会づくりをめざす姿勢を身につけるような生徒指導が進められることが望まれる。